

福岡県医発第831号（地）

平成16年 8月 6日



各医師会長 殿

福岡県医師会  
会長 竹嶋 康 弘



結核関連の手続きに係る電子申請システム運用開始について（通知）

残暑の候 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり開始予定されており、別添のとおり福岡県公報第2274号にて告示されている旨、福岡県保健福祉部より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下会員等への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

#### 記

1. 運用開始予定日時 平成16年8月1日（日）9時00分
2. 運用を開始する手続  
「結核健康診断予防接種実施の報告」（結核予防法第11条第1項）  
「結核医療機関指定申請」（結核予防法施行令第2条の4第1項）

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





「公印省略」

16 健第 1534 号

平成 16 年 7 月 30 日

福岡県医師会長  
福岡県病院協会長  
福岡県私設病院協会長 殿  
(社)福岡県精神科病院協会長  
全国自治体病院協議会福岡支部長

福岡県保健福祉部長  
(健康対策課結核感染症係)

結核関連の手續に係る電子申請システム運用開始について（通知）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、このことについて、下記のとおり開始を予定しており、別添の福岡県公報第 2274 号にて告示されております。

つきましては、貴会会員等へ周知いただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 運用開始予定日時 平成 16 年 8 月 1 日（日）9 時 00 分
- 2 運用を開始する手續  
「結核健康診断予防接種実施の報告」（結核予防法第 11 条第 1 項）  
「結核医療機関指定申請」（結核予防法施行令第 2 条の 4 第 1 項）

# 福岡県公報

## 目次

告示 (第1341号-第1367号)

|                             |            |   |
|-----------------------------|------------|---|
| ○保安林予定森林の所在場所等              | (治山課)      | 1 |
| ○平成16年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画      | (農地整備課)    | 2 |
| ○道路の供用の開始                   | (道路維持課)    | 2 |
| ○道路の区域の変更                   | (道路維持課)    | 2 |
| ○道路の区域の変更                   | (道路維持課)    | 2 |
| ○道路の区域の変更                   | (道路維持課)    | 3 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | 3 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | 4 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | 4 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | 4 |
| ○土地改良事業の協議の適否決定             | (農地計画課)    | 4 |
| ○県営土地改良事業計画の決定              | (農地計画課)    | 5 |
| ○土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画     | (農地計画課)    | 5 |
| ○土地改良事業の協議の適否決定             | (農地計画課)    | 5 |
| ○道路の区域の変更                   | (道路維持課)    | 5 |
| ○道路の供用の開始                   | (道路維持課)    | 6 |
| ○種畜証明書の交付                   | (畜産課)      | 6 |

|                             |           |    |
|-----------------------------|-----------|----|
| ○開発行為に関する工事の完了              | (都市計画課)   | 7  |
| ○保安林予定森林の所在場所等              | (治山課)     | 7  |
| ○保安林指定施設要件の変更予定森林の所在場所等     | (治山課)     | 7  |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請           | (生活文化課)   | 8  |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請           | (生活文化課)   | 8  |
| ○土地改良事業の同意                  | (農地計画課)   | 8  |
| ○土地改良事業の協議の適否決定             | (農地計画課)   | 9  |
| ○県営土地改良事業計画の変更決定            | (農地計画課)   | 9  |
| ○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 | (高度情報政策課) | 9  |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可          | (下水道課)    | 10 |
| ○平成16年度危険物の取扱作業の保安に関する講習    | (消防防災課)   | 10 |

## 告示

福岡県告示第1341号

保安林を指定する予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の規定により次のように告示する。

平成16年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宗像市吉田字安入寺644
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施設要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

福岡県告示第1364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成16年7月13日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成16年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 市町村名 | 事業名                      | 縦覧に供する書類     | 縦覧期間                         | 縦覧場所  |
|------|--------------------------|--------------|------------------------------|-------|
| 穂波町  | 農業用排水施設整備事業<br>(安恒（2）地区) | 土地改良事業計画書の写し | 平成16年7月30日から<br>平成16年8月27日まで | 穂波町役場 |
| 穂波町  | 農業用ため池整備事業<br>(畑田地区)     | 土地改良事業計画書の写し | 平成16年7月30日から<br>平成16年8月27日まで | 穂波町役場 |

福岡県告示第1365号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成16年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 縦覧に供する書類                        | 縦覧期間                         | 縦覧場所   |
|---------------------------------|------------------------------|--------|
| 県営池ノ浦地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し | 平成16年7月30日から<br>平成16年8月27日まで | 大牟田市役所 |

福岡県告示第1366号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡

県規則第25号）第3条及び第4条第4項の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに電子署名を要しない申請等を公示する。

平成16年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

| 手続等の根拠となる法令又は条例等の名称          | 条 項                         | 使用の開始日    | 対象手続               |
|------------------------------|-----------------------------|-----------|--------------------|
| 理容師法（昭和22年法律第234号）           | 第11条第2項（理容所の廃止に関する部分に限る。）   | 平成16年8月1日 | 理容所の廃止届            |
| 結核予防法（昭和26年法律第96号）           | 第11条第1項（第20条において準用する場合を含む。） | 平成16年8月1日 | 結核健康診断の報告及び予防接種の報告 |
| 美容師法（昭和32年法律第163号）           | 第11条第2項（美容所の廃止に関する部分に限る。）   | 平成16年8月1日 | 美容所の廃止届            |
| 母子保健法（昭和40年法律第141号）          | 第18条                        | 平成16年8月1日 | 低体重児の届出            |
| 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）        | 第10条                        | 平成16年8月1日 | 氏名の変更等の届出          |
| 浄化槽法（昭和58年法律第43号）            | 第53条第1項                     | 平成16年8月1日 | 浄化槽維持管理状況報告        |
| ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号） | 第28条第3項                     | 平成16年8月1日 | ダイオキシン類測定結果の報告     |
| 結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）       | 第2条の4第1項                    | 平成16年8月1日 | 結核指定医療機関指定の申請      |
| 福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）       | 第20条の12の2第2項                | 平成16年8月1日 | 法人等の変更の届出          |